

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）
伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）

案の縦覧結果、意見書の要旨及び市の見解について

縦覧期間	令和3年11月24日～令和4年1月13日	
縦覧者数	計 1 名	
	都市計画課	0名
	二見総合支所	0名
	小俣総合支所	1名
	御菌総合支所	0名
	豊浜支所	0名
	伊勢図書館	0名
	小俣図書館	0名
伊勢広域環境組合	0名	
意見書数	2通	
意見書の要旨	市の見解	
<p>1. 今回の伊勢都市計画変更案については、反対します。</p> <p>本計画書の理由書にある「建設候補地については、災害や自然環境保護の観点、インフラ整備の整備状況等から対象地を絞り込み、土地の現況、経済性、周辺状況、その他要素により、現有地を含む伊勢広域清掃工場周辺に計画することとした。」との記載については、昭和48年6月19日開催の伊勢市議会全員協議会における現施設の建設候補地選定に至る助役の答弁や、平成29年6月2日開催の組合全員協議会会議録の中山裕司議員の「建て替えは遷宮方式」「他の候補地を探すのは時間の浪費</p>	<p>1. 伊勢広域環境組合の策定した、ごみ処理施設整備基本構想において建設候補地の選出について詳細に記載されており、これに基づいて都市計画の決定区域を設定しております。他の候補地については、公表することにより住民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、公表を控えております。</p>	

になる」(いずれも要旨)との発言を受け、組合事務局長が「ただいまのご意見を十分に参考にして、検討してまいりたいと考えます」と答弁したこと、候補用地決定の答申を決定した平成 30 年の組合第 7 回基本構想検討委員会会議録は非公開で、その他の候補地についても度重なる市民からの要望に応えず開示しないなどの経過から、初めから(昭和 48 年から)西豊浜町地内に新施設を建設するとの結論ありきですすめられ、民主的に行われなかった疑念があるからです。

2. 都市計画を変更して設置されるごみ処理施設は大量の温室効果ガスを排出する時代遅れの施設であり、設置することは認められない。変更案に反対する。下記にその理由を述べる。

《理由》

環境影響評価準備書はごみ発電による発電・売電により温室効果ガスが削減され影響は少ないと述べている。令和 9 年度温室効果ガス排出量 16563t-CO₂/年が、売電により 7120t-CO₂/年が削減されるとしている。しかし、環境省は「廃棄物発電・熱利用については当面拡充していくが、電源の再エネ化に伴い GHG(温室効果ガス)削減効果は減少していく」と述べ、イメージ図では 2050 年には削減効果ゼロとなっている。

準備書が示した削減量 7120t-CO₂/年がその通りだとして仮定するとしても削減効果は減少していくものであり「影響は少ない」と言うことはできない。

計画されているごみ処理施設は遅くとも 2050 年には削減量がゼロで大量の温室効果ガスを排出し続ける時代遅れの施設である。

※環境省の文書を添付します。(次頁)

2. 都市計画に関するご意見ではありませんので、環境影響評価準備書に対する参考意見として伺います。

2050年CNに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方

➤ 3R+Renewableの考え方に則り、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを目指す。

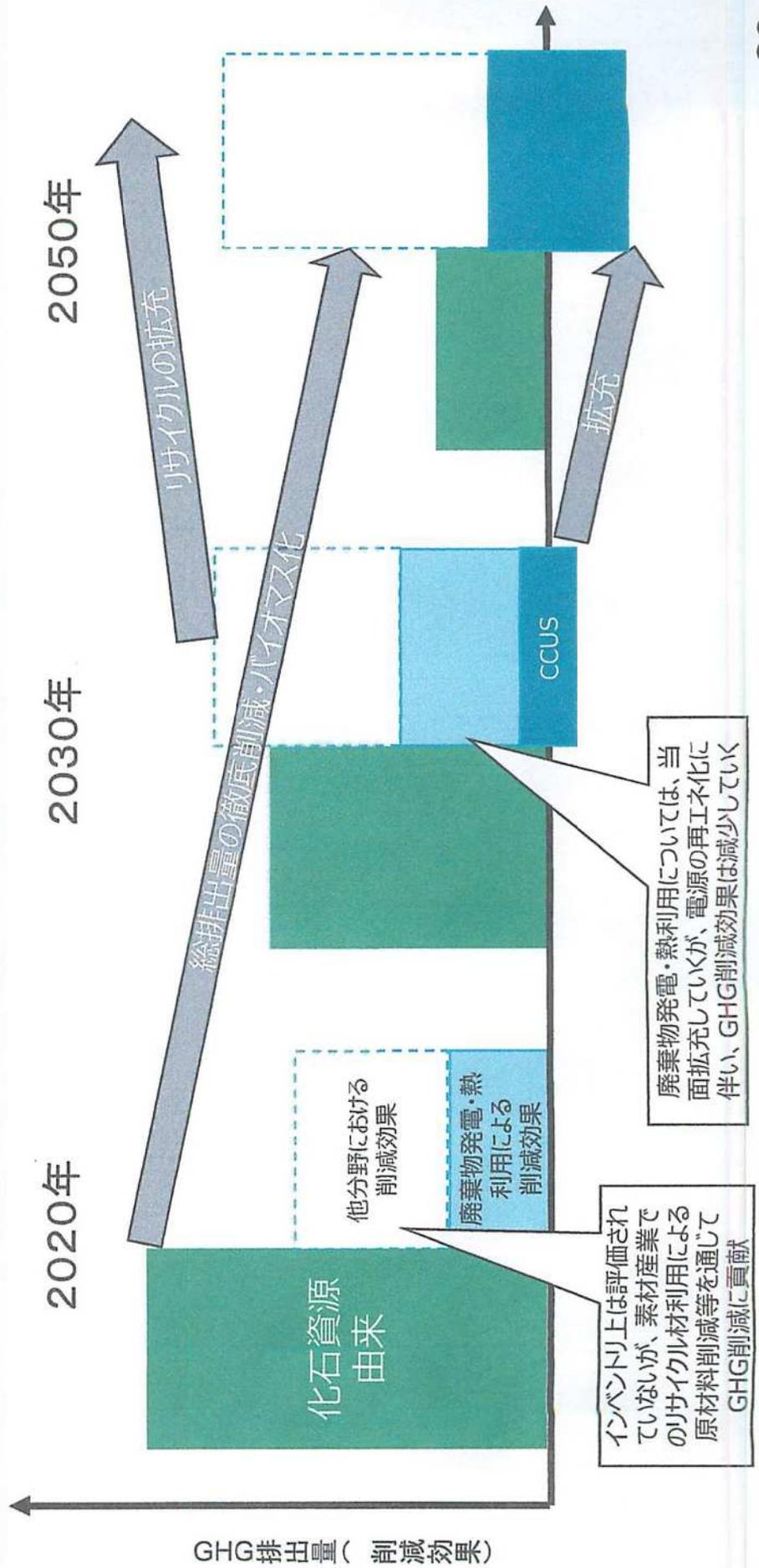


図 2050年カーボンニュートラルに向けたGHG排出量の削減シナリオイメージ 23

準備書に対する環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの意見は、6名の方から計10件の意見が提出された。

環境保全の見地からの意見の概要と、それに対する事業者の見解は、表(1)～(7)に示すとおりである。

表(1) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
1	対象事業の内容、環境影響評価項目の選定	<p>【既存施設解体工事と廃材に含有されるダイオキシン等有害物質に関する評価が含まれていないが、それは不当であるから、ただちに追加調査を行い、早期に公表せよ】</p> <p>環境影響評価準備書（以下準備書）第2章において、環境影響評価の対象として「ごみ焼却施設の設置」（準備書2-3-1）としているが、施設整備基本計画（以下基本計画）によればその工事は、「step5 既存施設解体工事」（基本計画6.2.2）「リサイクルプラザの利活用」「緑地の復旧・南側市道の拡幅」まで含まれており、市民への説明でも跡地利用について「地域還元エリア（憩いの場）」とすることを基本に、遊具を設置する等の公園機能を設ける」（2021/4/30日曜、豊浜西小学校体育館で開催の住民説明会資料等）とある。従って今回の事業は、新施設の建設、稼働、解体、跡地利用までの範囲を今回の事業の範囲であり、その環境影響評価準備書に、跡地利用に至るまでの期間の評価を含んで当然である。</p> <p>また事実、準備書には、評価項目として施設解体の解体工事が採用され、第7章に詳しく述べられているが、内容は建設解体機械の発する排ガスや、工事個所からの降下煤塵量に関するものはあっても、とりわけ煤塵に含まれるであろうダイオキシン類等の有害物質への評価や対策は述べられていない。唯一煤塵を防止するために散水しながら工事することが述べられているが、その廃水は環境に流れ出ないのだろうか、水分は完全に蒸発するとしてやはり建築廃材に残留するのではないだろうか。</p> <p>（次頁に続く）</p>	<p>三重県環境影響評価条例では、対象となる開発事業は19種類（道路、ダム、鉄道、大規模造成等）が定められており、本事業は「廃棄物処理施設」の新設に該当します。建物の解体は同条例の開発事業には該当しませんが、新施設の供用後、隣接する既存施設を撤去する計画であるため、事業者の判断として、隣接する既存施設の解体工事に伴う影響についても現時点で実施可能な項目を評価しました。</p> <p>解体工事の時期は、現時点で未定ですが、ダイオキシン類については「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月 厚生労働省）、石綿を混入した材料が使用されている箇所についてはアスベスト対策として、大気汚染防止法、石綿障害予防規則（平成29年6月 厚生労働省）、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（平成30年3月 厚生労働省）、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成23年3月 環境省）等に基づき適切に工事を行います。具体的には、施設全体を外部から隔離するとともに、管理区域はシート等で隔離し換気装置・排水処理施設を設置するなどの万全の措置を講じながら、周辺に影響を及ぼすことがないように作業を行います。</p> <p>なお、既存施設の解体工事において処理するダイオキシン類等の有害物質の対策については、既存施設の稼働停止後に調査を行い、汚染状況を確認した上で解体工事の計画を立案します。この計画が明らかになった時点で、周辺地域の皆様にお知らせする機会を設けたいと考えております。</p>

表(2) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
1	対象事業の内容、環境影響評価項目の選定	<p>これは、いわゆる「環境影響評価」として市民が説明会などで配布された説明資料から普通に想定する期待を裏切るものである。環境省の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年4月25日環廃対183号）では工事に従事する労働者の健康安全を守るため、労働基準監督署に詳細な計画を報告することになっているが、地域の住民に対しての説明会は義務付けされていないようである。</p> <p>準備書に関する説明会では八千代エンジニアリングコンサルタント氏は私の質問に対し、「既存施設の解体に伴う煙突解体工事とその建築廃材に含まれるであろうダイオキシンや有害物質に関する評価は行っていない」旨明言したが、同時に、「もし今回の計画が既存施設を解体し跡地に新施設を建設する計画であれば、当然に評価すべきもの」とした。</p> <p>岸和田市貝塚市清掃施設組合では、平成25、26年度に4億8,930万円の費用をかけて建物地上部分の解体撤去（26年度未完了）を実施したが地中・地下施設の撤去工事については、更に数億円の費用を要するとしているが、ここでも地元説明会は解体工事現場のある地元町内会で実施されただけであった。おそらく伊勢広域環境組合の場合であれば、伊勢市西豊浜町上区自治会住民にだけ説明会を実施したようなものであろう。しかし、考えてほしい。三重県内にある建設廃材廃棄物処理場の詳細について調べてはいるが、もし、伊勢広域環境組合の構成市町になれば、たちまち、関係ある地元となる。そのことを、伊勢市、玉城町、度会町、明和町の各首長は自分事として自覚すべきである。</p> <p>従って、既存施設解体工事と廃材に含まれるダイオキシン等有害物質に関する評価が含まれていないが、それは不当であるから、ただちに追加調査を行い、早期に公表せよ。</p>	(前頁に記載)

表(3) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
2	土壌	<p>若山ポンプ場のダイオキシン類（土壌）の値について（単位：pg-TEQ/g）測定場所 16 か所の中で、本地点の値が 200 で、他の地点に比較して異常に高く、若山ポンプ場以外の他 15 地点は、0.044～52 である。ダイオキシン類の環境基準値は、1000 以下であるが、若山ポンプ場の 200 の値は、全国の最高値（210）に限りなく近い値である。また、全地点の濃度分布の特徴が、農薬における濃度分布パターンと類似しているとの補足説明があるが、農薬であるとの詳細な分析データの開示をして、専門家による「農薬である」との証明を追記してほしい。（調査会社のコメントだけでは信用できません）そして、測定データの信頼性を高めて安心感が得られるよう、清掃工場周辺のダイオキシン類の測定箇所をさらに増やして、説明をして行くべきである。</p> <p><追加測定場所の要望></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 若山ポンプ場の試料採取した付近の再調査（採取した5メートル横の再調査）。 2) 一丁田ポンプ場（伊勢市西豊浜町）：風の影響から見て測定すべきである。 3) 水附ポンプ場（伊勢市西豊浜町）：清掃工場の煙突から 50m地点である。 <p>農作物を生産している農家にとっては、風評被害の問題も考えられるが、実情をはっきり明確に示すことで、地域住民や他地区住民の安心感が、得られるようになるはずである。</p>	<p>住民説明会においては、環境影響評価における調査結果に加え、事業者が独自に実施した近隣の大気質及び土壌のダイオキシン類調査の結果についても説明を実施しました。この調査については方法書に対する意見を踏まえ、現施設が近隣に与える影響を確認するために実施したものです。このうち、土壌の調査は 10 地点で実施し、ご意見のあった若山ポンプ場以外の調査結果は環境影響評価における現況調査と同等の 0.18～52pg-TEQ/g でした。これらの調査結果は現施設からの距離や風向との関連性が見られないことや、計量法に基づく特定計量証明事業の認定を受けた調査機関が分析を実施したところ、各調査地点におけるダイオキシン類の同族体及び異性体の濃度分布パターンがどちらも農薬の濃度分布パターンと類似しているとの報告を受けており、現施設の排ガスが大きな影響を与えていないと考察しています。</p> <p>なお、事業者による近隣の大気質及び土壌のダイオキシン類調査は、環境影響評価とは別に事業者が独自に今後も継続して実施していく予定であり、調査箇所については引き続き検討していくとともに調査結果を事業者のホームページ等で公表してまいります。</p>

表(4) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
3	温室効果ガス等	<p>準備書はごみ発電による発電・売電により温室効果ガスが削減され影響は少ないと述べている。令和9年度温室効果ガス排出量 16,563t-CO₂/年が、売電により 7,120t-CO₂/年が削減されるとしている。しかし、環境省は「廃棄物発電・熱利用については当面拡充していくが、電源の再エネ化に伴いGHG(温室効果ガス)削減効果は減少していく」と述べ、イメージ図では 2050 年には削減効果ゼロとなっている。準備書が示した削減量 7,120t-CO₂/年がその通りだとして仮定するとしても削減効果は減少していくものであり「影響は少ない」と言うことはできない。計画されているごみ処理施設は遅くとも 2050 年には削減量がゼロで大量の温室効果ガスを排出し続ける時代遅れの施設である。</p> <p>※添付資料がありましたが、著作権等の確認が困難なため、掲載を割愛しています。</p>	<p>温室効果ガスの予測は、現状で入手できる最新の情報を基に、国で定めるマニュアル等に基づき、令和9年度における温室効果ガスの排出量及び発電・売電による削減量をお示ししました。ご指摘のとおり、今後、電源の再エネ化に伴い温室効果ガス削減効果が減少していくことも考えられますが、今後も焼却ごみの削減を推進・実現していくことで、温室効果ガス排出量の削減に努め、影響の低減を図ってまいります。</p>
4	温室効果ガス等	<p>1.「温室効果ガスの削減量 7,120 トンは令和9年だけの数値であり、毎年削減できるような表現は撤回すべき」との意見に対し、事業者は「令和9年度における数値であることをお示しています」(12.2 住民説明会)と述べた。しかし、その表で誰が単年度限りの数値であると読めるか、毎年、表が示す削減量が連続と読むのが普通ではないか。住民だましは止めてもらいたい。せめて「削減量は全国の電源の再エネ化にともない、一路減少していく」と書き添えるべきではないか。また、事業者は「記載内容については三重県とも協議を行い」と述べているが、令和9年限りの数値を毎年続くように住民をだますことを三重県に言いくるめるつもりか。温室効果ガスの記述は撤回すべきだ。</p>	<p>温室効果ガスの予測対象時期については、三重県環境影響評価技術指針において「土地又は工作物の存在及び供用においては、定常状態又は適切に予測できる時期」、発電所に係る環境影響評価の手引(経産省)の火力発電所において「発電所の運転が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期」とされています。そのため、本事業の予測時期は、温室効果ガス排出量が最大となる時期として、ごみの焼却量が最も多い稼働開始後の1年間である令和9年度としました。なお、今後作成する評価書では、「削減量は全国の電源の再エネ化に伴い減少していく可能性がある」旨の内容を追記するとともに、予測結果等の表に令和9年度の数値であることを明記してわかりやすく表現します。</p>

表(5) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
5	温室効果ガス等	<p>2. 事業者は温室効果ガスの削減量を7,120トンとしているが、これは燃やすごみの中のプラスチックの割合を17.14%であることを前提にしたもの。今後、廃プラが減少することは必至であり、これに伴い温室効果ガスの削減量も減少することについて、事業者は正面から答えていない。「今後、プラスチック割合を減少していることを国も求めており、組合も減少する努力をしていきます」との回答(12.2住民説明会)では温室効果ガス7,120トンの削減量を証明したことにはならない。事業者は正面から答えるべきだ。</p>	<p>温室効果ガスの予測は、現状で入手できる最新の情報を基に、国で定めるマニュアル等に基づき算定しました。温室効果ガス7,120トンの削減量は、意見番号4で示したとおり、予測対象時期である令和9年度の値です。評価書では意見番号4のとおり整理し、わかりやすく記載します。</p>
6	温室効果ガス等	<p>1. 準備書の「温室効果ガス等」では、新施設のCO₂排出量16,563トン/年は、事業者の説明によれば全てプラスチック等の化石資源系の焼却によるものとしている。そして、事業者の会議では紙の焼却ではCO₂が発生しないと話され、出席者は誰も異論を述べなかった。(令和3年10月27日、第9回ごみ処理施設整備基本計画策定委員会)</p> <p>2. しかし、紙の原料は木材であっても、加工、運搬の過程で化石資源由来のエネルギーを消費しており、紙を焼却すればCO₂が発生しているのである。NGO「環境市民」は、1日1人あたりのごみの焼却から出る二酸化炭素を計算している。(表参照)これによれば、紙の焼却は0.088kgでプラスチックの0.079kgよりも多くCO₂を排出している。ごみ全体では0.213kgで、プラスチックの2.7倍の排出量になる。ごみ焼却によるCO₂排出量は、実際には、プラスチック焼却による排出量を大きく上回るのではないかと。「東京都環境影響評価技術指針」は、温室効果ガスの「二酸化炭素については木材、厨芥等のバイオマス起源のものを含む」としている。</p> <p>3. 事業者は国のマニュアルによる温室効果ガスの報告量により16,563トン/年と排出量を実際よりもかなり少なく見せかけようとしている。環境影響評価は東京都の技術指針のように科学的であるべきだ。三重県の環境影響評価もそうあるべきだ。事業者は、ごみ焼却のCO₂の排出量についてはバイオマス起源のものを含んで示すべきだ。</p> <p>※添付資料がありましたが、著作権等の確認が困難なため、掲載を割愛しています。</p>	<p>東京都の環境影響評価では、木材や厨芥等の焼却も考慮した予測を行っていますが、本事業では、法律で定められている環境省の算定方法を用いることで、算定方法の信頼性の確保や全国的に見た他施設との比較が可能なものとしています。</p>

表(6) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
7	温室効果ガス等	<p>住民説明会資料P30⑦温室効果ガスの予測について。</p> <p>1. 削減量 7,120t-CO₂ とすることに過誤がある。</p> <p>a) 削減量は 16,563t でなければ売電量 1,600 万 kWh は排出係数ゼロの電気とにならない。9,443t の排出量が残存している発電は、その誤りを明示している。売電量 1,600 万 kWh については広域組合に確認済み (R4.1.6)</p> <p>b) R9 に於ける CO₂ 排出量 16,563t についても過誤がある。広域組合による根拠資料 P9 上の数値につき、エネルギー利用による削減量 (1,443-207) t 及び売電による削減量 7,120t はいずれも CO₂ 排出係数がゼロでない電気によるものであるから 1,342t 及び 7,120t の削減は成り立たない。</p> <p>何故ならば、カーボンニュートラルというコンセプトは CO₂ 排出係数ゼロの発電を前提としたときにのみ成り立つからである。</p>	<p>令和3年10月27日に開催した第9回ごみ処理施設整備基本計画策定委員会で示しました基本計画(案)に対する意見募集結果についての根拠資料(以下、「根拠資料」という。)の内容に基づいた意見ではありますが、準備書の温室効果ガスの予測・評価における考え方と共通する部分も多いため、以下に見解を示します。(意見番号8についても同様)</p> <p>国で定める「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」では、ごみ処理施設の売電について発電所における売電とは異なり、売電量に応じた温室効果ガス削減量を差し引かず、焼却によって生じた温室効果ガス排出量(以下、「排出量」という。)の全量をごみ処理施設を運営する事業者が報告することとしています。このとき、ごみ処理施設で発生した電力を利用する別の事業者(以下、「電力利用者」という。)は、その電力の利用によって生じる排出量をゼロとして国に報告することから、根拠資料では「排出係数ゼロの電気」という表現をしています。ごみ処理施設の主目的はごみ処理で、発電電力は副産物であるとの考えの上で、発電をするごみ処理施設と電力利用者で二重で排出量の報告をしないための措置であると思われ、ごみ処理施設における発電がバイオマス発電であるかどうかは影響しないものです。</p> <p>準備書では、新施設の供用開始時に事業者が国への排出量報告において売電による削減量を報告しないものの、電力利用者は、他の電力会社からの電力購入と比較し、排出量が削減されるため、日本全体での影響量を削減量として示しました。</p> <p>また、根拠資料では電力購入や燃料使用といった施設のエネルギー利用による排出量について、直近の現施設の報告実績(1,443t-CO₂/年)と新施設での予測(207t-CO₂/年)を示していますが、この削減量は施設の購入電力量の削減によるものです。</p>

表(7) 環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
8	温室効果ガス等	c) 同表における CO ₂ 排出量について R9 報告 23,703t は国指針にもとづくものであるから、ここでその正否は問わない。しかし R9 予測 15,495t は信頼性に欠ける。上記 2 つの差は、根拠資料 P8 下の記述及び P9 下⑦にもとづくものと読み取れる。これらの数値は、R9 における FIT 契約によって生じ得る可能なものの 1 つであって確定値ではない。	根拠資料では排出量算定の条件として、廃棄物中のプラスチック比率を全国の平成 14~16 年度の焼却施設の平均値と実測値の二つの条件で試算しており、廃棄物の焼却による排出量を全国平均値の条件で 23,703t-CO ₂ /年、実測値で 15,495t-CO ₂ /年となることを示しています。 排出量算定における廃棄物中のプラスチック比率について、新施設では電力の固定価格買取制度 (FIT 制度) のために、廃棄物中のプラスチック比率の調査を毎月実施することから実測値を使用する予定ですが、廃棄物中のプラスチック比率は現施設での過去の調査からごみ処理施設整備基本計画において 17.14%と算定しており、FIT 制度の利用有無に関わらずこの比率を算定に用いることがより正確な予測となると考え、準備書においてもこの条件による予測を実施しました。
9	温室効果ガス等	d) 以上から算定すれば、R9 におけるエネルギー回収発電 1,900 万 kWh は、信頼し得る CO ₂ 排出量 23,703t を前提条件とした電気であるから、その排出係数は 1.5CO ₂ -kg/kWh。R3 における中部電力の 0.45CO ₂ -kg/kWh と比べて約 3 倍汚れている。 e) R9 に於いて中部電力と売電契約が可能か疑問が残る。	新施設の発電電力量は、プラントメーカーへのアンケート結果により 2,560 万 kWh/年となると予測しています。排出量 16,563t-CO ₂ /年から仮の二酸化炭素排出係数を算出すると 0.000647t-CO ₂ /kWh となり、準備書の予測にも使用した令和 2 年度の中部電力パワーグリッド株式会社の排出係数 0.000445t-CO ₂ /kWh と比較するとやや高い値となります。 なお、売電契約先は未定ですが、新施設の供用開始時に電力利用者が新施設の電力を利用しない場合の代表的な電力の購入先として、中部電力パワーグリッド株式会社を想定したため、削減量算出のための排出係数に中部電力パワーグリッド株式会社の排出係数を用いました。
10	温室効果ガス等	f) 更に国の指針では、一般ゴミからの CO ₂ 排出はゼロとなっているが、新聞記事のようにこの正否が検討される事態になっている。このことも影響を与えるであろうことを考慮すべきである。 ※添付資料がありましたが、著作権等の確認が困難なため、掲載を割愛しています。	温室効果ガスの予測は、現状で入手できる最新の情報を基に、国で定めるマニュアル等に基づき算定しました。

都市計画手続き・環境影響評価

都市計画の流れ

都市計画の素案の作成

都市計画の素案の縦覧
公述申し立ての受付

説明会

公聴会（令和2年7月29日）

都市計画の検討

都市計画案の作成

都市計画案の公告・縦覧
説明会、意見書の受付

第65回伊勢市都市計画審議会（令和4年6月3日開催）

第66回伊勢市都市計画審議会（令和4年8月開催予定）

都市計画決定告示
都市計画図書の縦覧

環境影響評価の流れ

環境影響方法書の作成

環境影響評価を行う方法を
まとめた図書

方法書の公告・縦覧
意見書の受付

説明会（令和2年6月5日）

調査・予測・評価の実施
環境保全措置の検討

環境影響評価準備書の作成

環境影響評価の結果に
ついて意見を聴くための
準備としてまとめた図書

環境影響評価準備書の公告・縦覧
準備書の説明会、意見書の受付

環境影響評価書の作成

環境影響評価の結果を
まとめた図書

環境影響評価書の公告・縦覧

許認可等の申請・事業着手

事後調査

事後調査報告書

事後調査の結果を
まとめた報告書

現在はこの段階

※ 評価書の作成までは、三重県環境影響評価条例の規定により都市計画決定権者である伊勢市が伊勢広域環境組合に代わり手続きを進めます。

※ 許認可等の申請以降は、伊勢広域環境組合が実施します。

【計画書】

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	伊勢広域環境組合 ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町	約 6.05ha	可燃ごみ処理施設 205t/日 粗大ごみ処理施設 15t/日 リサイクル施設 18.5t/日

「区域図は計画図表示のとおり」

理由

別紙理由書による。

理由書

伊勢都市計画ごみ処理場は、昭和 48 年 11 月 12 日に伊勢広域清掃工場という名称でごみ焼却場として都市計画決定を行い、昭和 50 年 4 月より供用を開始した。その後、平成 7 年 2 月に粗大ごみ処理施設を敷地内に新設、平成 8 年 4 月に可燃ごみ処理施設の更新を行っている。また、平成 11 年には、ごみ焼却場からごみ処理場へと都市計画の内容を変更し、平成 12 年 4 月にリサイクルプラザの供用を開始した。

当該施設については、平成 31 年 4 月に策定された「ごみ処理施設基本構想」に基づき、将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理体制を継続し、効率的で地域に貢献できる施設を整備するため、また、昭和 50 年 4 月から継続使用していることにより、老朽化が著しい状況にあるごみ処理場の更新のために新たな施設を建設する必要がある。しかし、業務を継続しながら施設を建設する必要があり、既存施設の稼働を停止し建て替えを行うことはできないため、建設候補地として新たに用地を求めていく必要がある。

建設候補地については、災害や自然環境保護の観点、インフラ設備の整備状況等から対象地を絞り込み、土地の現況、経済性、周辺状況、その他の要素により、現有地を含む伊勢広域清掃工場周辺に計画することとした。

加えて、建設候補地にごみ処理施設を整備することによる周辺環境への影響については、三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書が示す予測結果から、環境基準等を満たしており、事業者により環境保全措置を講じる整備計画であることから、影響が小さいと評価できる。

これらの状況を踏まえ、都市計画を定める上で支障がないと判断し、将来にわたり安全かつ安定的なごみ処理体制を継続するため、建築基準法第 51 条及び都市計画法第 11 条第 1 項第 3 号の規定により、伊勢都市計画ごみ処理場の変更を行うものである。

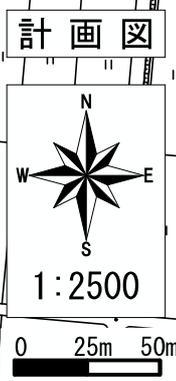
新旧対照表

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

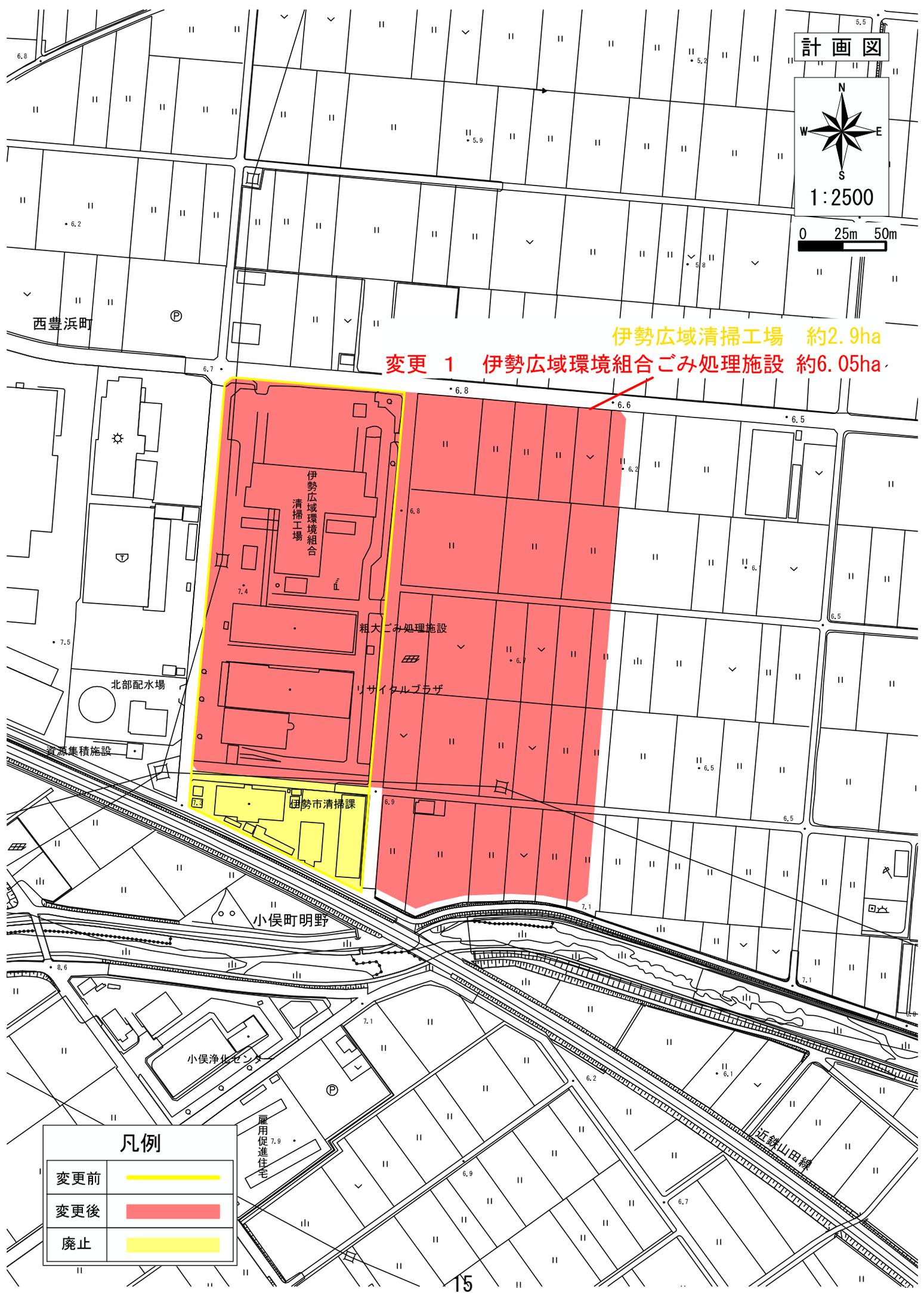
都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

ゴシック斜体は、変更前

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	伊勢広域清掃工場 伊勢広域環境組合 ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町	約 2.9ha 約 6.05ha	焼却施設 240t/日 可燃ごみ処理施設 205t/日 45t/日 粗大ごみ処理施設 15t/日 34.5t/日 リサイクル施設 18.5t/日



伊勢広域清掃工場 約2.9ha
 変更 1 伊勢広域環境組合ごみ処理施設 約6.05ha



凡例

変更前	———
変更後	■
廃止	■

伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）

伊勢都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

ゴシック斜体は、変更前

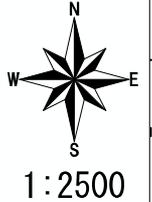
種 類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域 （自然環境地区）	約 3,203.2 ha	<p style="text-align: center;">建 築 物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗等の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○事務所の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○ボーリング場、スケート場、水泳場等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所 ○倉庫業を営む倉庫 ○工場 <p>（ただし、次のものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農産物の処理又は加工に必要な施設 ②木材加工場や陶磁器工場 ③パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作 業場の面積が 50 m²以下のもの) <ul style="list-style-type: none"> ○危険物の貯蔵・処理に関する施設 <p>（ただし、上記①②③に掲げる工場において 貯蔵または処理する危険物の貯蔵・処理に 関する施設を除く。）</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、保 安林の区域 について は、特定用 途制限地域 の区域から 除く。
		<p style="text-align: center;">工 作 物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラッシャープラント、コンクリートプラ ント等 ○アスファルトプラント等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	

<p>特定用途制限地域 (第一種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 1,667.7 ha</p> <p>約 1,663.6 ha</p>	<p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗等の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○事務所の床面積の合計が 150 m²を超えるもの 又は 3 階以上の部分をその用途に供するもの ○ホテル・旅館 ○ボーリング場、スケート場、水泳場等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所 ○倉庫業を営む倉庫 ○工場 <p>(ただし、次のものを除く。 ①農産物の処理又は加工に必要な施設 ②パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、 畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が 50 m²以下のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険物の貯蔵・処理に関する施設 <p>(ただし、上記①②に掲げる工場において貯蔵 または処理する危険物の貯蔵・処理に関する 施設を除く。)</p> <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		<p>工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラッシャープラント、コンクリートプラント等 ○アスファルトプラント等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
<p>特定用途制限地域 (第二種田園 ・集落地区)</p>	<p>約 3,695.8 ha</p>	<p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○店舗等の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○ホテル・旅館 ○ボーリング場、スケート場、水泳場等で、床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー、個室付浴場等 ○自動車教習所で、床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○倉庫業を営む倉庫 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	<p>・ただし、保安林の区域については、特定用途制限地域の区域から除く。</p>
		<p>工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	

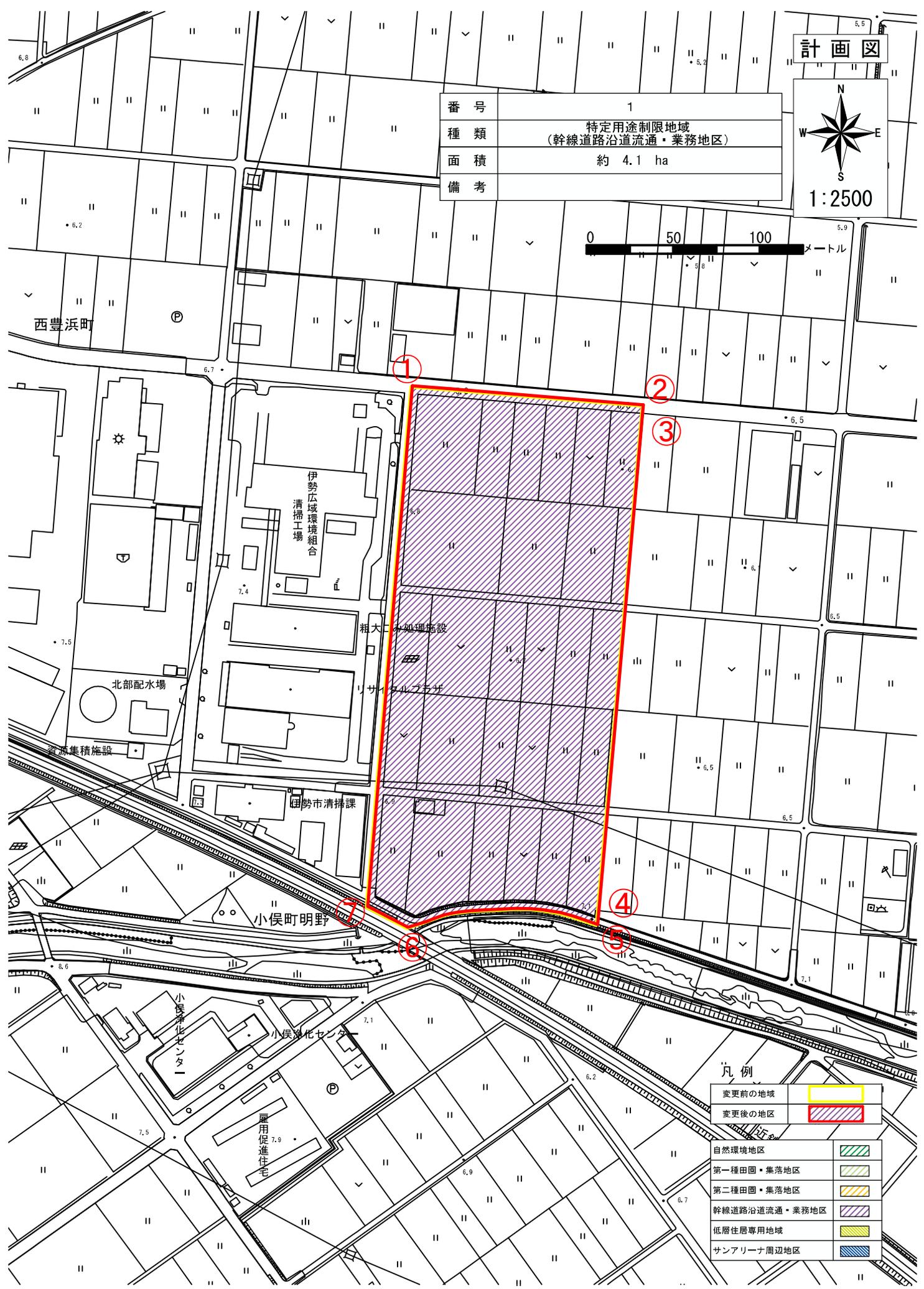
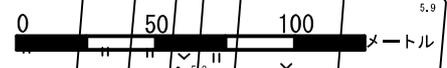
特定用途制限地域 (幹線道路沿道 流通・業務地区)	約 435.5 ha 約 439.6 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗等の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの ○客席が 200 m²以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場 ○キャバレー等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設は除く。</p>	
特定用途制限地域 (低層住居専用 地区)	約 23.0 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物以外 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
		工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○クラッシュャープラント、コンクリートプラント等 ○アスファルトプラント等 ○工作物である単独車庫で、築造面積が 50 m²を超えるもの ○工作物である建築物附属自動車車庫で、築造面積が 600 m²を超えるもの ○高さが 8mを超えるサイロ等 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
特定用途制限地域 (サンアリーナ 周辺地区)	約 74.3 ha	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿 ○店舗等 ○カラオケボックス等 ○麻雀屋、パチンコ屋、射的場、車券発売所等 ○キャバレー、個室付浴場等 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校 ○大学、高等専門学校、専修学校 ○図書館等 ○神社、寺院、教会等 ○病院 ○老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 ○老人福祉センター、児童厚生施設等 <p>※ただし、都市公園内における公園施設を除く。</p>	
合 計	約 9,099.5 ha			

計画図

番号	1
種類	特定用途制限地域 (幹線道路沿道流通・業務地区)
面積	約 4.1 ha
備考	



1:2500



凡例

変更前の地域	
変更後の地区	
自然環境地区	
第一種田園・集落地区	
第二種田園・集落地区	
幹線道路沿道流通・業務地区	
低層住居専用地域	
サンアリーナ周辺地区	

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る

環境影響評価準備書（概要版）

令和3年11月 伊勢市

はじめに

環境影響評価（環境アセスメント）はごみ処理施設整備事業の実施にあたり、新施設が環境に与える影響を事前に調査・予測・評価するもので、三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第39条の規定により、事業者である伊勢広域環境組合に代わり、都市計画決定権者である伊勢市が都市計画決定の変更と併せて実施する。

なお、関係する地域は半径約3kmを環境影響が及ぶ範囲として設定することから、伊勢市、明和町及び玉城町になる。

準備書は、方法書で示した調査・予測・評価の手法に則り、現況の環境調査の結果や新施設が環境に与える影響の予測結果、環境保全のための対策検討、それらを踏まえた環境影響の評価結果等を取りまとめたものである。

環境影響評価の選定項目

事業によって影響を受けるおそれのある評価項目について、事業特性と地域特性から、環境に影響を与えるおそれのある影響要因と、要因によって影響を受ける可能性がある環境要素を関連付けて整理し、下表のとおり選定した。（○のついた項目の評価を実施）

環境要素		影響要因					土地または工作物の存在及び供用（新施設運用時の影響）								その他	
		工事の実施（整備工事中の影響）														
		a. 重機の稼働	b. 資材の運搬	c. 土地の造成	d. 工作物の建設	e. 廃棄物の発生・処理	f. 造成地の存在	g. 工作物の存在	h. 土地の利用	i. 工作物の供用・稼働	j. 関係車両の走行	k. 廃棄物の発生・処理	l. 取水用水	m. エネルギーの使用	n. 緑化	o. 既存工作物の撤去
大気環境	大気質	○	○	○					○	○						○
	騒音	○	○						○	○						○
	振動	○	○						○	○						○
	低周波音								○							
	悪臭								○							
水環境	水質			○	○											
	地下水の水質及び水位								○			○				
その他	地盤											○				
	土壌								○							
陸生動物				○	○		○	○	○							
陸生植物				○			○	○	○							
水生生物				○	○											
生態系				○	○		○	○	○							
景観							○	○							○	
廃棄物等				○		○					○					○
温室効果ガス等									○				○			

なお、本概要版では選定項目のうち、主要な項目である新施設運用時の影響等について、環境要素ごとの調査・予測・評価結果を記載している。

環境影響評価の結果

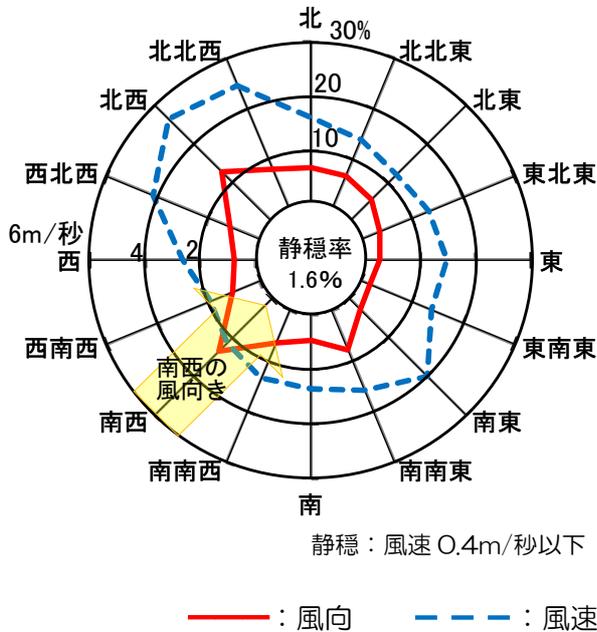
1. 施設の稼働

① 調査・予測結果

-大気質- (対応する影響要因：i)

○調査結果 (地上気象)

計画地(地点1)での現地調査の結果、南西からの風が最多で、その平均風速は2.3m/秒であった。



①：大気質、悪臭、土壌調査地点

○予測結果 (長期平均濃度)

【表内グラフの凡例】 ■：将来濃度 ■：環境基準等

・二酸化窒素 (単位：ppm)

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.006	0.000004	0.006004	0.017
2	下小俣公園	0.005	0.000025	0.005025	0.015
3	上区公民館	0.005	0.000006	0.005006	0.015
4	クリーンセンター	0.006	0.000011	0.006011	0.017
5	明野東部公園	0.006	0.000008	0.006008	0.017
6	相合公園	0.006	0.000015	0.006015	0.017
環境基準 (日平均値)					0.06

- ※ 現況濃度：各調査地点において大気に含まれる物質濃度
- 寄与濃度：煙突からの排ガスが各調査地点の大気与える物質濃度 (最も影響の大きくなる令和9年度の焼却量の条件で算出)
- 将来濃度：現況濃度に寄与濃度を足した濃度
- 年平均値：1年間の平均値
- 日平均値：周辺的一般環境大気測定局における測定結果を基に年平均値から日平均値に変換した値
- 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準

• 二酸化硫黄（単位：ppm）

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.001	0.000008	0.001008	0.003
2	下小俣公園	0.001	0.000031	0.001031	0.003
3	上区公民館	0.001	0.000008	0.001008	0.003
4	クリーンセンター	0.001	0.000012	0.001012	0.003
5	明野東部公園	0.001	0.000012	0.001012	0.003
6	相合公園	0.001	0.000015	0.001015	0.003
環境基準（日平均値）					0.04

• 浮遊粒子状物質（単位：mg/m³）

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)	将来濃度 (日平均値)
1	対象事業実施区域	0.014	0.000004	0.014004	0.034
2	下小俣公園	0.016	0.000015	0.016015	0.038
3	上区公民館	0.015	0.000004	0.015004	0.036
4	クリーンセンター	0.014	0.000006	0.014006	0.034
5	明野東部公園	0.015	0.000006	0.015006	0.036
6	相合公園	0.014	0.000007	0.014007	0.034
環境基準（日平均値）					0.1

• 水銀（単位：μgHg/m³）

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)
1	対象事業実施区域	0.0017	0.000012	0.001712
2	下小俣公園	0.0014	0.000046	0.001446
3	上区公民館	0.0015	0.000011	0.001511
4	クリーンセンター	0.0014	0.000017	0.001417
5	明野東部公園	0.0014	0.000018	0.001418
6	相合公園	0.0015	0.000022	0.001522
指針値（年平均値）				0.04

• ダイオキシン類（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点		現況濃度 (四季平均値)	寄与濃度 (年平均値)	将来濃度 (年平均値)
1	対象事業実施区域	0.0075	0.000019	0.007519
2	下小俣公園	0.0072	0.000077	0.007277
3	上区公民館	0.0062	0.000019	0.006219
4	クリーンセンター	0.0086	0.000029	0.008629
5	明野東部公園	0.0066	0.000030	0.006630
6	相合公園	0.0072	0.000037	0.007237
環境基準（年平均値）				0.6

※ 現況濃度：各調査地点において大気に含まれる物質濃度の測定結果

寄与濃度：煙突からの排ガスが各調査地点の大気に与える物質濃度（最も影響の大きくなる令和9年度の焼却量の条件で算出）

将来濃度：現況濃度に寄与濃度を足した濃度

年平均値：1年間の平均値

日平均値：周辺的一般環境大気測定局における測定結果を基に年平均値から日平均値に変換した値

環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準

指針値：環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

-騒音- (対応する影響要因：i)

○予測結果 (単位：デシベル)

	朝 (6~8時)	昼間 (8~19時)	夕 (19~22時)	夜間 (22~翌6時)
予測結果	47	56	47	47
規制基準	55	60	55	50

※ 予測結果は、敷地境界における騒音レベル最大値
規制基準は、工場において発生する騒音の規制基準（敷地境界で超えてはならない値）

-振動- (対応する影響要因：i)

○予測結果 (単位：デシベル)

	昼間 (8~19時)	夜間 (19~翌8時)
予測結果	55	43
規制基準	65	60

※ 予測結果は、敷地境界における振動レベル最大値
規制基準は、工場において発生する振動の規制基準（敷地境界で超えてはならない値）

-低周波音- (対応する影響要因：i)

○調査結果 (単位：デシベル)

計画施設と施設規模が同程度である類似施設における調査結果は以下に示すとおりである。

類似施設の調査結果 (敷地境界)				心身に係る苦情に関する参照値
地点A	地点B	地点C	地点D	
74	77	81	75	92

※ 参照値は、心身に係る苦情が発生すると考えられる値

○予測結果

計画施設においても類似施設と同様に環境保全措置を実施する計画であることから、施設の稼働による低周波音は類似施設と同様の値であると予測する。

-悪臭- (対応する影響要因：i)

○調査結果

対象事業実施区域で調査した特定悪臭物質（悪臭の主な原因となる22の化学物質）は、定量下限値未満又は微量であり、人間の嗅覚を用いてにのびの程度を数値化した臭気指数の調査結果は以下に示すとおりである。

調査地点		臭気指数調査結果	
		1回目	2回目
1	対象事業実施区域	10未満	10未満
2	下小俣公園	10未満	10未満
3	上区公民館	10未満	10未満
4	クリーンセンター	10未満	10未満
5	明野東部公園	10未満	10未満
6	相合公園	10未満	10未満
—	類似施設 (風上・風下)	10未満	

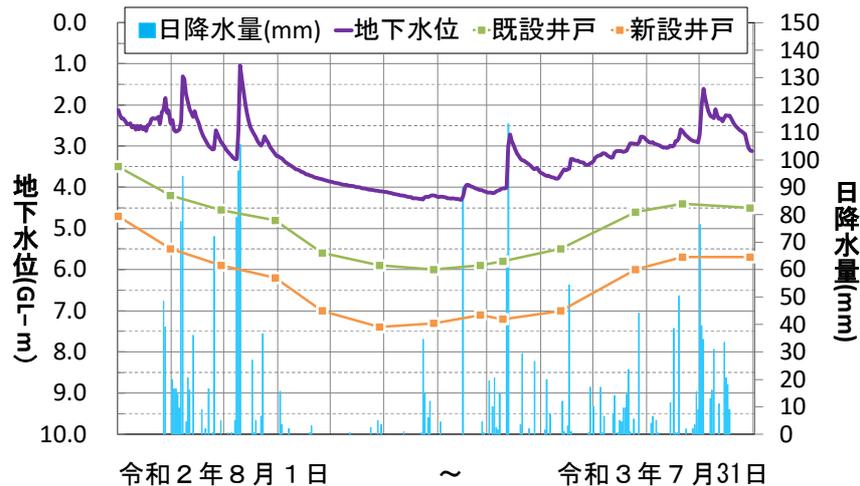
○予測結果

類似施設の測定結果において、臭気指数は10未満であり、多くの人が臭いを感じない程度である。また、計画施設においても類似施設と同様に環境保全措置を実施する計画であることから、施設の稼働による悪臭は類似施設と同様の値であると予測する。

-地下水及び地盤- (対応する影響要因：i、l)

○調査結果

地下水の月平均水位は、GL-2.38m（8月）～GL-4.21m（2月）で降水量に応じた変動である。



○予測結果

計画施設ではプラント系用水の一部に井水を利用する計画である。対象事業実施区域周辺ではN値50以上を示す玉石混じり砂礫層の地層が安定して確認されており、構造物の荷重を支える良好な地盤で形成されている。現在、井水を利用している既存施設において地下水位の著しい低下による影響は確認されていない。計画施設は既存施設よりも施設規模（処理能力）が小さくなり、井水の利用も同等または少なくなる計画であることから、施設の稼働による地下水及び地盤は、現況と同程度と予測する。

※ N値：土の締まり具合や強度を求める基準となる数値。

-土壌- (対応する影響要因：i)

○予測結果（ダイオキシン類（単位：pg-TEQ/g））

調査地点	現況濃度	寄与濃度 (一般大気中の寄与)	寄与濃度 (排ガスの寄与)	将来濃度
1 対象事業実施区域	5.4	0.621	0.001	6.022
2 下小俣公園	0.044	0.596	0.006	0.646
3 上区公民館	17	0.513	0.001	17.514
4 クリーンセンター	50	0.712	0.002	50.714
5 明野東部公園	0.053	0.546	0.003	0.602
6 相合公園	0.057	0.596	0.003	0.656
環境基準（濃度）				1000

※ 現況濃度：各調査地点において土壌に含まれる物質濃度の測定結果

寄与濃度：新施設の稼働を30年と仮定した場合に、大気に含まれるダイオキシン類が土壌に与える物質濃度（新施設の稼働とは関連のない一般大気を与える濃度と新施設の稼働により排ガスが与える濃度に分けて掲載）

将来濃度：現況濃度に寄与濃度を足した濃度

環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準

-廃棄物等- (対応する影響要因：k)

○予測結果（単位：t/日）

区分	発生量	再資源化量	処分量
焼却灰	12.9	12.9	0
焼却飛灰	6.3	6.3	0
合計	19.2	19.2	0

-温室効果ガス等- (対応する影響要因：i、m)

○予測結果 (t-CO₂/年)

区分	排出量 ①	削減量 ②	排出量－削減量 ①－②	削減の程度 (%)
排出量	16,563	7,120	9,443	43.0

※排出量：計画施設が稼働する令和9年度におけるごみや燃料等の焼却時に生じるCO₂の量

削減量：ごみ焼却時に生じる熱から発電し、売電する量（焼却による副産物である電気は温室効果ガス排出係数がゼロとなり、これを売電することによりCO₂が排出される化石燃料由来の電力消費量を削減）

算出方法：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.4.7」（令和3年1月 環境省・経済産業省）

②評価結果

施設の稼働による各項目の予測結果は現況から大きな変化はなく、環境基準等を満たすことから影響が小さいと評価する。また、大気汚染防止法等に基づく規制基準より厳しい自主規制値の設定と遵守、設備機器類の維持管理の徹底など、各項目で適した環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。

2. 施設の存在等

①調査・予測結果

-陸生動物・陸生植物・生態系- (対応する影響要因：c、d、f、g、h)

○調査結果

対象事業実施区域内及びその周辺では、オオタカ（環境省 RL：準絶滅危惧、三重県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）、ヤマトモンシテムシ（環境省 RL：準絶滅危惧、三重県 RDB：絶滅危惧Ⅱ類）、キシタアツバ（環境省 RL：準絶滅危惧）などの重要な種が確認された。また、地域を特徴づける生態系の注目種として、上位性ではチョウゲンボウ、典型性ではタヌキが挙げられる。



オオタカ



ヤマトモンシテムシ



キシタアツバ

○予測結果

事業による直接的な改変により、対象事業実施区域内の水田雑草群落及び生育植物が消失するものの、同様の生息環境は予測地域の周辺にも広がっており、生息環境が維持される。一部、種及びその生息環境が影響を受ける可能性があるとして予測された種については、工事関係者に対し、地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について指導・調整を行うなどの環境保全措置を行う。

また、施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるなどの環境保全措置を行うことから、掘削・盛土等の土工による直接的な改変及び施設の存在による陸生動物及び陸生植物への影響は小さいと予測する。

-景観- (対応する影響要因： f、 g、 n)

○予測結果

現況と比較して、煙突高さや建屋が少し大きくなるものの、壁面の彩度を落ち着いた色彩、敷地境界の植栽等の環境保全措置を行うことにより、計画地の周辺景観と調和した景観を形成するものと予測する。

<国道 23 号沿道>



<小俣町元町住宅地付近>



②評価結果

計画施設の存在等により、動植物の生息環境や景観に変化が生じると予測するが、環境保全措置として、壁面の彩度を落ち着いた色彩、敷地境界の植栽等を実施することから施設の存在等に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。

3. 関係車両の走行

-大気質、騒音、振動- (対応する影響要因： j)

①予測結果

ごみ搬入車両等の走行による大気質、騒音、振動の影響については、関係車両の台数が現況とほとんど変わらないことから現況と同程度と予測する。

②評価結果

関係車両の走行による影響は現状と同程度であることから影響が小さいと評価する。また、廃棄物運搬車両運転者へのエコドライブの周知などの環境保全措置を講じる計画であることから、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。